

社会福祉法人東翔会

処遇改善加算の支給について

<特別養護老人ホーム 西水元ナーシングホーム>

I 支給対象者

「従来型の処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」とともに、全額介護職に配分します。

II 「従来型の処遇改善加算」の配分ルール及び配分額

1 給料日配分

- ①常勤職員 月13,000円～14,500円支給
- ②非常勤職員 1時間あたり80円～90円支給

2 ボーナス時配分 (下記①②の支給額は年間支給額)

1年間の勤務時間数実績の案分比例により支給

- ①週40時間以上勤務職員の平均支給額(令和4年度実績)
 - ・360,791円～551,354円
 - ・平均 432,529円

- ②週40時間未満勤務職員の支給額 (令和4年度実績)

- 週14時間勤務 125,614円 から
- 週38時間勤務 344,755円

3 その他、役職者、功労者、資格取得助成等、介護サービス向上に繋がる事由による給付

ボーナス時に合わせて、原則として年2回1万円から8万円程度支給

Ⅲ 「特定処遇改善加算」の配分ルール及び配分額

1 支給時期

ボーナス時に、介護職員に全額配分する。(6月と12月)

2 配分ルール

(1) Aグループ

① 国で示された定義例

A：経験・技能のある介護職員 (定義する際のルール)
①勤続10年以上の介護福祉士を基本 ②介護福祉士の資格は必要 ③勤続年数は、他の法人や医療機関等での経験等も通算可能 ④事業所の能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数がなくても業務や技能等を勘案し対象とできる。



② 東翔会 西水元ナーシングホームでの定義

A：経験・技能のある介護職員 (定義)
○下記①～⑤の項目で、①は必ず該当すること。①を含め1つ以上該当する介護職員を「A経験・技能のある介護職員」と位置付ける。なお、常勤・非常勤を問わない。 ①社会福祉法人東翔会において、7年以上の介護福祉士の経験がある。 ②係長、主任又、副主任など役職者である。 ③アセッサー資格がある。 ④レベル認定を受けている。 ⑤認定特定行為業務従事者資格者(喀痰吸引・経管栄養)である。 ○配分基準 ・配分額(令和4年度実績) 年額 2,981,860円 ・上記、①から⑤までの各項目の該当を1項目、2項目、3項目以上に区分し、配分額を1対2対3に配分する。 ・1該当あたり70,295円

③ Aグループ介護職員支給額(令和4年度実績)

140,590円(2項目) ～ 421,770円(6項目)

(2) Bグループ

① 国で示された定義例

B	その他の介護職員 (定義する際のルール) 「A：経験・技能のある介護職員」以外の介護職員
---	--



② 東翔会 西水元ナーシングホームでの定義

B	その他の介護職員 (定義する際のルール) ○次の2項目に該当する介護職員を「Bその他の介護職員」と位置付ける。なお、常勤・非常勤を問わない。 ①「A：経験・技能のある介護職員」以外の介護職員であること。 ②支給対象基準は、6月末支給分については当該年度の支給基準日である6月1日に社会福祉法人東翔会において1年以上の介護職の経験があること。また、12月末支給分については当該年度の支給基準日である12月1日に社会福祉法人東翔会において1年以上の介護職の経験があることとする。 ○配分ルールは次のとおりである。 ①職種による加算 ・介護福祉士 4ポイント ・実務者研修・ヘルパー2級・初任者研修 3ポイント ・生活介護職員 2ポイント ・無資格者 1ポイント ②勤務年数加算 ・5年以上 3ポイント ・3年以上～5年未満 2ポイント ・1年以上～3年未満 1ポイント ○配分基準 ・配分額(令和4年度実績) 年額 1,529,680円 ・1ポイントあたりの単価 7,648円 ・配分額は、各職員のポイント持ち分に、1ポイントあたりの単価を乗じた額とする。
---	--

③ Bグループ介護職員予定額(令和4年度実績)

53,536円(7ポイント) ～ 107,072円(14ポイント)

(3) 介護職以外に支給することとなるCグループはもうけない。

<通所介護施設 西水元花の家デイサービスセンター>については
令和4年12月に事業終了のため、掲載はいたしません。